



> [ニュース](#) > [お知らせ](#) > 産総研中部センター瀬戸サイトにおける土壤汚染対策法等に基づく区域の指定について

産総研中部センター瀬戸サイトにおける土壤汚染対策法等に基づく区域の指定について

平成24年10月12日

中部センター瀬戸サイト(瀬戸市西茨町110)では、当サイトの閉所にあたり土壤汚染状況調査を実施した結果、一部区画において指定基準に適合しない土壤が確認されたことにつきましては、[平成24年7月30日付けでお知らせ](#)しておりますが、その後、詳細調査の結果を愛知県に報告していたところ、平成24年10月12日付けで、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づき、以下の区域について形質変更時要届出区域※の指定を受けました。

汚染の原因は、試験研究で使用した陶磁器の釉薬等の影響を受けた可能性があります。当サイトでは、鉛を使用した陶磁器等の研究は昭和50年頃に終了し、また、平成13年以降、ふっ素、ほう素を使用した研究も行っていないので、今後新たな土壤汚染が拡大することはありません。また、敷地内に設置した観測井による地下水検査を行ない、水道水質基準に適合していることを確認しています。

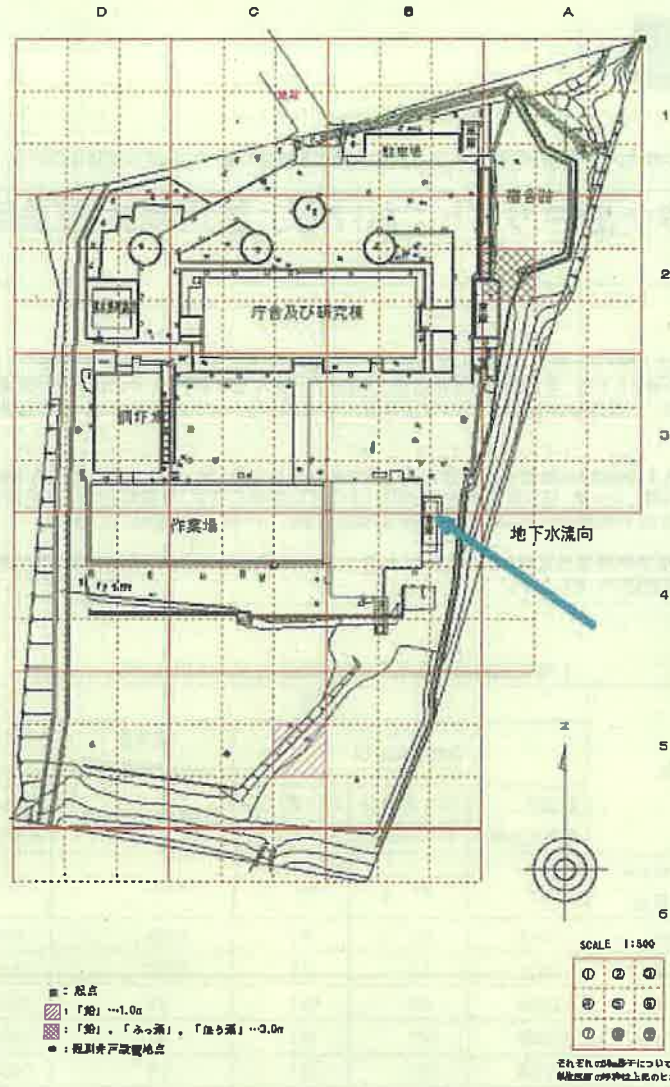
当センターにおきましては、形質変更時要届出区域に指定された土壤について、今後も引き続き関係法令及び愛知県の指導に基づき適切に対応する所存ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

土壤溶出量・含有量調査結果: 深層調査(場所は図面参照)

深さ	A2④			C5⑤
	溶出量(mg/L)			含有量 (mg/kg乾燥基準)
	鉛及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物	鉛及び その化合物
0-5,5-50cm (等量混合)	0.12	4.2	22	8300
1.0m	0.016	2.3	6.7	9700
2.0m	0.018	1.1	2.1	2600
3.0m	<0.005	0.3	<0.1	47
4.0m	<0.005	<0.1	<0.1	39
5.0m	<0.005	<0.1	<0.1	<15
指定基準	0.01 以下	0.8 以下	1 以下	150 以下

網掛けは指定基準に不適合

※「形質変更時要届出区域」とは
土壤汚染の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な区域



[▲このページのtopへ](#)

[産総研ホーム](#) | [産総研について](#) | [研究成果](#) | [連絡案内](#) | [広報活動](#) | [採用情報](#) | [交通アクセス](#)

[ご利用条件](#) | [個人情報保護](#) | [関連リンク](#)

©2001-2012 産総研